

平成30年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	<p>道府県分においては土地単価の高さが反映されず、また、大都市分においては普通態容補正の算定に用いる評点に上限が設けられるなど、現行の算定では都が抱える大都市特有の財政需要を適切に反映できていない。</p> <p>また、今後、都市部において急速な高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増大が見込まれることも含め、これら大都市特有の財政需要を適時適切に基準財政需要額に反映すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>土地単価の高さについては、平成15年度における道府県分の留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1,000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係費や防災対策の強化に係る経費などが、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成30年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p>

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(省)	愛知県	普通態容補正の共通係数の引上げ	地域手当の算定に係る普通態容補正の共通係数を、市町村分と同程度まで引上げること。	以下の理由により採用しない。 平成15年度における道府県分の留保財源率の引上げに際し、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その中で都道府県分の共通係数を1/2としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	神奈川県	段階補正係数の見直し (過度の財源調整の見直し)	段階補正係数については、総合的なバランスを考慮し、都道府県分の過度な割落率を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。
4	(省)	大阪府	段階補正による過度な割落としの見直し	段階補正について、地方の実態に即したものとなるよう、過度な割落としを見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	山口県	トップランナー方式における地域の実態を踏まえた算定	トップランナー方式の導入にあたり、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮すること。	採用する。 トップランナー方式の算定に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう適切に検討してまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(省)	北海道	寒冷補正係数の堅持及び充実	寒冷補正による需要額の割増は安定的な財政運営のために不可欠であり、今後とも、普通交付税における寒冷補正の堅持及び充実により、本道を含めた寒冷・積雪地域の財源保障を図ること。	採用する。 寒冷補正は、行政に要する経費が気候の寒冷又は積雪の度合いによって割高となるものについて、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ごとにそれぞれ定める地域区分に応じて増加経費を算定するものである。引き続き、実態等を踏まえ算定していく。
7	(省)	茨城県 奈良県	道路橋りょう費(道路延長)における投資補正係数の見直し	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。
8	(省)	徳島県	道路橋りょう費(道路の延長)における投資補正の算定方法の見直し	道路の延長の投資補正係数には、交通量が関係する「未整備延長比率」が用いられているが、道路の幅員が基となる「未改良済延長比率」を加えて補正係数を算出すること。	以下の理由により採用しない。 投資補正Ⅰに用いる指標については、平成11年度に、算定の簡素化の観点から、指標が統合整理されたところ。 現在用いている未整備延長比率には改良済道路延長の比率も加味されているため、廃止されている。
9	(省)	山梨県	道路橋りょう費(道路の面積)における補正係数の設定方法の見直し	トンネルの維持管理に係る財政需要を適切に反映すること。	以下の理由により採用しない。 トンネル以外の道路に比べて、トンネルの維持管理費がどの程度割増しになるかのデータがないこと、全国の道路延長に占めるトンネル延長の割合が1.6パーセントと小さいことから、算定の簡素化の観点も踏まえ、道路の維持管理に係る基準財政需要額については、トンネル部分を含め、標準的な経費を措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	北海道	北海道特例補助率に伴う割落率の廃止	道路事業においては、補助事業から社会資本整備総合交付金へのシフトにより、本道の地方負担率は他府県と差がない状態となっている。近年、影響額も僅少となっており、算定の簡素化の観点からも、北海道特例補助率に伴う割落率を廃止すること。	以下の理由により採用しない。 北海道に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度において、近年の道路事業における決算の動向(単独事業のシェアの低下等)を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っており、以降、同様の方法で毎年係数の設定を行っている。
11	(省)	沖縄県	道路橋りょう費(道路の延長)の投資補正係数の算定における割落とりの廃止	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の0.89の割落としを廃止すること。	以下の理由により採用しない。 沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度以降、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 河川費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正の新設	河川維持管理経費について、的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積(DIDs area)」を反映した密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。  人口集中地区面積の割合と河川維持管理費の需要額増加との因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えている。



(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 教育費総括 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(省)	熊本県	教育費の実態に見合った需要額の算定	教育費(教職員費)については、実態に見合った基準財政需要の算定となっていないため、単位費用の引上げや補正係数の見直しを行うこと。	以下の理由により採用しない。 教職員給与の単位費用計上額のうち、三位一体改革で税源移譲の対象とされた義務教育費国庫負担金の負担割合変更分については、税源移譲額との差を可能な限り調整する必要があったことから、例外的に年齢別構成に起因する給与単価差を反映する経常態容補正を適用することとしている。 一方で、長期的に見れば年齢構成差による給与差は平準化すると考えられることから、従来の地方負担分や一般職員等については、適用することとはしていない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 中学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(省)	群馬県 千葉県 石川県 京都府 奈良県 岡山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	都道府県立中学校運営 費の普通交付税措置	都道府県立の中等教育学校（前期 課程）及び併設型中学校の運営等に 要する経費を普通交付税で措置する こと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  都道府県立の中等教育学校（前期課程）及び併設型中学校の運営等に要する経費については、特別交付 税により市町村分の普通交付税（中学校費）の算定方法に準じて算定している。 特別交付税による措置額が僅少であることから、現時点で普通交付税での措置に移行するまでには至ら ないものとするが、各都道府県における設置状況や特別交付税による措置額等を踏まえ、引き続き検討 していく。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 高等学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(省)	福島県	高等学校費の震災特例措置	高等学校費の震災特例措置について、平成30年度も継続すること。	採用する。 高等学校費(生徒数)の東日本大震災に係る特例措置については、平成30年度においても継続する。
16	(省)	沖縄県	高等学校の空調設備に係る維持管理費の交付税措置	高等学校の空調(冷房)設備に係る維持管理費について交付税措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校施設における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していくこととする。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ その他の教育費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(省)	奈良県	密度補正（人口密度の大小による教育事務所数の逦増を勘案）の廃止	教育事務所数と人口密度の間に相関関係が見受けられず、また、教育事務所数自体が合理化により減少している現状を踏まえ、算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止すること。	以下の理由により採用しない。 教育事務所に要する経費と人口密度の間には一定の相関関係があるため、引き続き密度補正を適用する。
18	(省)	沖縄県	高校生等奨学のための給付金における密度補正の新設	高校生等の奨学のための給付金について、地方負担額についてはその実態に応じて基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、概ね測定単位である人口と比例した財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(省)	大阪府	児童福祉法等の改正に伴う児童福祉司の配置基準を反映する密度補正係数の新設	児童福祉法等の改正により平成28年10月以降の児童福祉司の配置基準が大きく変更されたことを踏まえ、法令に則った配置基準を適切に基準財政需要額に反映する密度補正係数を新設(密度補正の項目追加)すること。	以下の理由により採用しない。 児童福祉司の給与費については、所要の経費を単位費用に算入している。当該給与費は、概ね測定単位である人口に比例した財政需要であり、また、影響額も小さいことから、新たな補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(省)	山形県	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正Ⅱの算定方法の継続	病床数と病院事業債の元利償還金に基づく算定方法を継続すること。	採用する。 地方債の元利償還金に対する地方交付税措置については、本年度は昨年度と同様の算定方法とした。
21	(省)	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の見直し	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が適切に基準財政需要額に算入されるよう、密度補正係数を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。
22	(省)	奈良県	密度補正Ⅰ(人口密度の大小による保健所数の逦増を勘案)の廃止	保健所数と人口密度の間に相関関係が全く見受けられず、また算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逦増、逦減を勘案して算定することとしている。一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。
23	(省)	宮崎県	交付税措置の対象となる公立病院等の施設整備費に係る建築単価の上限額の見直し	交付税措置の対象となる建築単価の上限額(36万円/m <sup>2</sup> )が、実態と乖離していることから、より実態に即した建築単価へと見直すこと。	以下の理由により採用しない。 他の経営主体に比べて公立病院の建築費コストが高い傾向にあるとの指摘もあることを踏まえ、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1m <sup>2</sup> 当たり36万円を上回る部分については、普通交付税措置の対象外としており、当該基準の見直しについては慎重に検討する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(省)	沖縄県	都道府県が設置している診療所に要する財政措置	市町村診療所と同様に都道府県立診療所に対しても補正係数により財政措置を講じること。	以下の理由により採用しない。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、特に全国的に標準的な経費について地方交付税措置を講じている。都道府県立診療所数は全国的にも設置団体が限定されているため、現状では単位費用において措置していないほか、新たに密度補正措置を講ずることについては、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 農業行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(省)	鹿児島県	畜産行政に係る密度補正の新設	畜産行政に係る財政需要額を適切に反映させるため、密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 農業行政費は農業に関する様々な業種の財政需要を対象とし、農林業センサスで把握できる「農家数」を指標として算定しており、新たな補正を設けることについては、算定の簡素化にも配慮しながら、引き続き検討していく。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 商工行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	鳥取県	観光振興に要する経費 の適切な算入	外国人観光の体制整備に要する経費について、人口規模に関わらず定額で基準財政需要額に適切に算入すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  外国人観光の体制整備に要する経費については、決算額と大きな乖離がなく適切に算入されているところである。 今後も引き続き、適切に単位費用に算入した上で、必要に応じて算定方法の見直し等を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(省)	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	段階補正係数と人口急減補正係数は、各団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、今後とも存続するとともに、係数の的確な算定により、適正な水準を確保すること。	採用する。 段階補正及び人口急減補正については措置を継続することとしたうえで、人口規模に応じた経費差の反映や人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置を引き続き講じる。
28	(省)	山形県	人口急減補正の継続	平成28年度算定において設けられた人口急減補正について、平成32年度まで、激変緩和措置として継続すること。	採用する。 人口急減補正については、平成27年国勢調査人口の結果を踏まえ、平成28年度算定において措置内容を拡充したが、平成30年度算定においても引き続き適用する。
29	(省)	長崎県	へき地補正の適切な算定	離島等条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地にかかる財政需要に対して、適切に補正係数に反映すること。 また、へき地補正においても、人口急減への緩和措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであるが、引き続き適正な係数の設定に努めていく。 また、人口減少による需要額の減を緩和する補正係数をへき地補正の中に新設することについては、算定の簡素化の観点から、慎重に対応する必要がある。
30	(省)	青森県 鳥取県 島根県	投資的経費における交付税措置の拡充	社会資本整備が遅れている団体の投資的需要が的確に反映されるよう、公的固定資本形成に係る交付税措置を拡充すること。	一部採用する。 公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(省)	和歌山県	投資的経費における適切な算定	各団体の投資的経費が適切に基準財政需要額に反映されるよう、現行の公的固定資本形成に係る補正の維持等適切に算定すること。	採用する。 公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
32	(省)	愛知県	公共施設の老朽化対策にかかる経費の投資補正の新設	公共施設の老朽化対策にかかる経費が増加することから、投資補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 公共施設の老朽化対策については、適切な事業実施が可能となるよう公共施設等適正管理推進事業債の見直しを行い、長寿命化事業等について、事業費補正による普通交付税措置率を平成30年度同意等債から財政力に応じて30~50%に拡充することとしている。
33	(省)	富山県	新幹線鉄道整備事業債に係る事業費補正の見直し	新幹線鉄道整備事業債に係る事業費補正については、標準財政規模に占める元利償還金の割合に応じて、算入率の引上げが行われているが、消費税率の引上げに伴う地方消費税の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされていることから、当該補正率の算出方法を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 平成20年度算定において、整備新幹線に係る元利償還金の負担が重く、通常の算入率によっては財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地方団体に限り、算入率の引き上げを行った。 このため、指標には元利償還金の負担の重さを測る観点からは、その重さが直接関係ない財政力指数ではなく、標準財政規模に占める元利償還金の割合を用いることが適当であると考えている。 また、指標の妥当性を保つためには、標準財政規模から特定の経費を控除することは困難と考える。
34	(省)	香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(旧)本州四国連絡橋公団)への出資金に係る地方債元利償還金の算入	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金に係る地方債元利償還金の60%を事業費補正により基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(省)	兵庫県	外国青年招致人員数に応じた密度補正の新設	外国青年招致事業に要する経費については、測定単位である人口と必ずしも比例しないことから、外国青年招致人員数に応じた密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。  都道府県分の外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定については、平成18年度まで、単位費用に積算した上で、密度補正により外国青年招致人員数に応じた措置を行ってきたが、算定の簡素化の観点から、平成19年度から同補正を廃止したところである。
36	(省)	新潟県	へき地補正の算定方法の見直し	へき地補正の年度ごとの変動が、実際の教職員配置数の変動と乖離しており、実態を反映しているとはいえない状況であるため、へき地補正の算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、毎年度、へき地校の教職員数を元に補正係数を設定しているところであるが、引き続き適正な係数の設定方法を検討する。
37	(省)	沖縄県	機会損失に係る補正及び従来単価の復活	広大な米軍基地のために土地利用が制限され、経済発展の可能性が著しく制限されていることによる機会損失分(留保財源相当分)について、適切に反映させる仕組みの導入を検討すること。 基地補正については、米軍施設・区域が極端に集中することによって生じる騒音、環境汚染、多くの事件事故及び経済発展の機会損失等に対する配慮なく、機械的に単価更新等を行わないこと。	以下の理由により採用しない。  ご指摘の機会損失は、地方団体の財政需要ではなく、基準財政需要額に反映することは困難である。また、機会損失に伴う税収入の減少については、基準財政収入額にすでに反映されている。 また、米軍人口に応じた算定については、平成28年度算定において、人口を測定単位とする費目(消防費、清掃費等)の単位費用を用いて米軍人口に乗ずる単価を見直したところであるが、当該算定は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目に係る経費を算定しているものことから、人口を測定単位とする費目の単位費用の動向を踏まえて単価を設定することが適切である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費・  
人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
38	(省)	神奈川県	まち・ひと・しごと創生事業費の適正な算定	積極的に地方創生に取り組んでいる地域の実情を踏まえ、基準財政需要額を適切に算定すること。	採用する。  まち・ひと・しごと創生事業費については、実際に地方創生に取り組み、成果をあげた団体では、全国標準以上の経費が生じていると考えられることを踏まえ、地域経済活性化や人口減少対策等の取組について、その財政需要に関連すると考えられる客観的な指標を幅広く用いて、適切に財政需要を算定している。
39	(省)	秋田県 長野県 大分県	条件不利地域に係る割増係数の見直し	条件不利地域の割増しについて、都市部と地方の格差が拡大しないよう、適切な割増率を設定すること。	採用する。  条件不利地域の割増については、地方団体の置かれた状況などによって、成果の実現しやすさが異なると考えられることを踏まえ、昨年度に引きつづき、地方創生の「取組の必要度」に応じて適切に設定している。
40	(省)	青森県	条件不利地域の割増し係数の継続	条件不利地域の割増し係数の継続を堅持すること。	採用する。  昨年度に引きつづき、条件不利地域に配慮した算定を行っている。
41	(省)	奈良県	女性就業率を用いた係数の算出方法の見直し	絶対値による成果の反映を廃止し、過去からの伸びによる成果のみを反映するとともに、係数の上限を撤廃すること。	以下の理由により採用しない。  女性就業率の指標については、従来から数値が高い団体がさらに数値を伸ばすことが困難であることを踏まえ、過去からの伸びを基本としつつ直近の絶対値を併用することとしている。 また、係数の上限については、人口減少対策に取り組むための財政需要について、関連する様々な指標を用いて幅広く反映するため、一部の指標の影響が過度に反映されないよう設定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費・  
人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(省)	高知県	人口減少等特別対策事業費の「取組の必要度」の係数の見直し	「地域経済雇用対策費」を縮減又は廃止する場合は、人口減少等特別対策事業費の「取組の必要度」の係数として、自主財源比率、人口密度及び高齢者人口比率を適用すること。	以下の理由により採用しない。  地域経済・雇用対策費については、リーマンショック後の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、地域経済を取り巻く環境や財政状況が厳しい地域であっても、積極的に雇用創出等の事業を実施することができるよう、自主財源比率等の指標を算定に反映していたところである。 一方で、人口減少等特別対策事業費については、各地方団体が実施する人口減少対策等の様々な取組について、人口減少率や年少者人口比率といった、その財政需要に関連すると考えられる指標を用いて適切に財政需要を算定するものであり、自主財源比率等の指標は、人口減少対策等の取組を表す指標とはいえないため、算定に反映することとはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
43	(省)	東京都	人件費削減率の算定方法の見直し	教職員や警察職員については法律や政令で定数が規定されるため地方の裁量が及ばないことから、教育・警察職員の増分を除外すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費削減率については、全ての職員の人件費を対象としたものである。 なお、人件費削減率については、国の基準の定数に係る人件費を算出することが困難であること、また人件費削減率が職員数削減率及びラスパイレス指数を補完し、地方団体の給与面の取組を包括的に捉える指標であることを踏まえ、特例を設けないこととしたものである。
44	(省)	東京都	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	義務的な社会保障関係経費等が含まれているため、補助費等を除外すること。	以下の理由により採用しない。 「補助費等」の中には、国制度に係る社会保障関係経費の地方負担分だけでなく、県単独の補助費等、各団体の行革努力が反映される部分も含まれていることから、人件費を除く経常的経費削減率の算定に含めることとしている。
45	(省)	石川県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	国の政策目的達成の手段として給与水準を補正に用いることは不相当であるため、ラスパイレス指数を用いた補正は行わないこと。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものであり、国の政策目的達成の手段として指標として用いているものではない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
46	(省)	石川県 兵庫県	職員数削減率の算定方法の見直し	教育・警察職員について、増分だけでなく法定職員数も除外すること。	以下の理由により採用しない。  本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 一方、義務教育職員数及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している場合については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとしている。
47	(省)	鳥取県	地域の元気創造事業費の指標の見直し	自主財源比率の指標を追加し、地域経済・雇用対策費と同様に財政力の弱い地方に配慮した算定を行うこと。	以下の理由により採用しない。  地域の元気創造事業費については、各地方団体が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するにあたり、行政改革の取組と地域経済活性化の成果指標を反映することとしており、その財政需要に関連すると考えられる指標を用いて補正を行っているものである。
48	(省)	愛知県	「人づくり」等に要する経費の措置の充実	地域の元気創造事業費等において、「人づくりに要する経費」及び「生産性の向上に要する経費」を基準財政需要額に算入するとともに、段階補正の適用から除外すること。	以下の理由により採用しない。  地域の元気創造事業費については、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果をあげた団体においては、その財政需要も多額であると考えられることを踏まえ、全国のかつ客観的な指標を用いて地域経済活性化の取組を幅広く反映しているものであり、各地方団体の関連する予算額や決算額を個別に反映しているものではない。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(省)	岩手県	「取組の必要度」の算定方法の見直し	財政力の弱い団体ほど人口減少率が高い傾向にあるため、「取組の必要度」を重視した算定とすること。	一部採用する。  人口減少等特別対策事業費については、地方創生の取組の初期段階においては、取組による成果が生じるまでに一定の期間が必要であることから、「取組の必要度」による配分に重点を置いているところである。 一方で、各地方団体において地方創生の取組が進められ、経済・雇用や、出産・子育てに関する指標が改善傾向にあるなど、成果が現れつつあることを踏まえ、地方創生の取組を促進するため、平成29年度から3年間かけて「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ段階的にシフトすることとしている。
50	(省)	秋田県	取組の成果に応じた算定へのシフトに当たったの配慮	係数の上限・下限設定をより一層丁寧に行う等、算定方法に十分配慮すること。	採用する。  「取組の成果」の算定に当たっては、多くの団体に係数が反映されるよう、各指標の係数に上限及び下限を設定している。
51	(省)	東京都	「取組の必要度」の算定方法の見直し	直近の指標にあらわれない、将来の人口減少等への備えに対する財政需要を反映すること。	以下の理由により採用しない。  取組の必要度分については、人口が減少している団体ほど、より対策の必要性が高いと考えられることから、人口増減率の指標を用いて、現状において数値が芳しくない団体の需要額を割増ししているものである。 なお、人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。
52	(省)	滋賀県	「取組の成果」の算定方法の見直し	人口増減率の指標について、過去からの伸びに加え、絶対値を補完的に用いること。	以下の理由により採用しない。  出生率等の一部の指標については、従来から数値が高い団体がさらに数値を伸ばすことが困難であることを踏まえ、過去からの伸びを基本としつつ直近の絶対値を併用しているところであり、人口増減率の指標については、このような状況にあるとはいえないため、絶対値を用いることはしていない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 公債費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
53	(省)	北海道	財源対策債及び補正予算債の算入率の引上げ	財源対策債及び補正予算債は、他の建設地方債とは異なり地方財政対策上の財源不足の解消措置であり、強い財源保障が与えられるべきであることから、公債費方式による算入率を引き上げること。	以下の理由により採用しない。 算入率の引下げは、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」において示された「地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していくべきである」とされたことを受け行われたものである。 この引き下げに伴う影響相当額は、標準事業費方式により、単位費用措置に振り替えられており、新たに発行する地方債に係る元利償還金については、50%を公債費方式で、残り50%を標準事業費方式により単位費用において財源措置している。
54	(省)	栃木県 群馬県 山梨県 大阪府 岡山県	満期一括償還地方債に係る交付税措置	3年の据置期間が設定された臨時財政対策債及び減収補填債償還費の理論償還率について、満期一括償還方式で借り入れた場合の据置期間のない理論償還率を設定すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討していく。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況等を踏まえて、当該期間が設定されているところ。据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
55	(省)	埼玉県	消防防災ヘリコプターの保有機数に応じた基準財政需要額への反映	消防防災ヘリコプターの保有台数に応じて適切な交付税措置がなされるよう、指定都市と同様に保有機数による補正係数を導入するなど、見直すこと。	以下の理由により採用しない。 包括算定経費は、抜本的な算定の簡素化を図る観点から、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野について、人口と面積を基本とした簡素な基準により基準財政需要額を算定するものであり、新たな補正係数の導入は困難である。
56	(省)	富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	包括算定経費の算定に用いる耕地面積に「非法人の農業経営体」の耕地面積を反映すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 耕作面積の変更にあたっては、農業経営体による耕作の状況や財政需要との関係等について慎重な分析が必要であるため、引き続き検討していく。
57	(省)	滋賀県	種別補正係数の見直し	包括算定経費(面積)の種別補正において、現実に湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、実態に見合った種別補正係数に見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 種別補正係数の見直しについては、湖沼に係る全国的な財政需要の状況、客観的な指標との関連性、算定の簡素化との整合性といった観点から、慎重な検討が必要である。 なお、特別交付税においては、琵琶湖をはじめ、湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費について、その5割を措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
58	(省)	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	平成30年度も臨時財政対策債を発行する場合には財政力指数による過度な補正を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 ただし、財政力の高い団体への配分割合が過度に高くないよう、平成26年以降75%を配分割合の上限としている。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。
59	(省)	鳥取県 鳥取県	臨時財政対策債の算定方法見直し 【鳥取県・島根県共同提案】	臨時財政対策債の発行の増嵩に伴い、各道府県の毎年度の償還額が財政力に見合っていない状況にあることを踏まえ、臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。
60	(省)	北海道 青森県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算定に当たっては、財政力の低い地方公共団体に配慮すること。	採用する。  本年度においても財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行った。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。
61	(省)	茨城県 埼玉県 千葉県 大阪府	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債の発行可能額が財政力指数の高い団体に過度に傾斜した配分とならないよう、補正係数の平準化を図ること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
62	(省)	石川県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	財源不足の対応については、本来法定率の引き上げ等に対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債を発行する場合にあっても、その発行可能額の算定にあたっては、標準財政規模の小さい団体に配慮すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。
63	(省)	愛知県	臨時財政対策債の算出における財政力を用いた係数による補正の更なる見直し	臨時財政対策債について、本県の振替前財源不足額のうち臨時財政対策債の占める割合の更なる見直しを行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 ただし、財政力の高い団体への配分割合が過度に高くないよう、平成26年以降75%を配分割合の上限としている。 今年度は昨年度と比較して臨時財政対策債と財源不足額の総額に大きな変動がないため、配分の考え方は変更していない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 所得割 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
64	(省)	千葉県 茨城県 兵庫県	道府県民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	道府県民税所得割について、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 自動車税 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
65	(省)	鹿児島県	都道府県ごとの課税保留台数の多寡を反映するための捕捉率の見直し	自動車税については、各都道府県の行政努力だけでは如何ともし難い課税保留台数の多寡が生じているにもかかわらず、基準財政収入額の算定においては全国一律の捕捉率を用いてこれを反映することとしていることから、基準財政収入額と決算額の間、大きな乖離が生じている。このため、各都道府県における課税保留台数のうち一定のものが除外されるよう、個別の捕捉率を設定すること。	以下の理由により採用しない。  自動車税の課税保留は、車検有効期間を経過して一定期間が経過したもの等、各都道府県の独自の判断で課税を保留したものの総称であり、その取扱いに差異が生じるものであることから、全国で行われている課税保留の状況を考慮して、平均的に割落しを行っている。
66	(省)	鹿児島県	都道府県ごとの身体障害者等減免台数の多寡を反映するための捕捉率の見直し	自動車税については、各都道府県の行政努力とは関係のない身体障害者等の数の多寡が生じているにもかかわらず、基準財政収入額の算定においては全国一律の捕捉率を用いてこれを反映することとしていることから、基準財政収入額と決算額の間、大きな乖離が生じている。このため、各都道府県における身体障害者等の数の割合の多寡が反映されるよう、個別の捕捉率を設定すること。	以下の理由により採用しない。  身体障害者等に係る減免は、地方税法第162条の規定に基づき、各都道府県の独自の判断で条例の定めるところにより行われているものであり、その取扱いに差異が生じるものであることから、全国で行われている減免の状況を考慮して、平均的に割落しを行っている。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 法人税関係 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
67	(省)	新潟県	法人二税の基準財政収入額の算定における乗率設定の見直し	法人二税の基準財政収入額の算定においては、全国一律の乗率を用いるのではなく、地方団体の税収動向等を反映するよう、乗率設定を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 法人関係税の基準財政収入額の算定に用いる乗率については、一律の乗率とすることが原則であるが、翌年度以後の精算額を抑制する観点から、個別の乗率を設ける場合がある。 今年度は、地方団体の税収実績や税収見込み等を踏まえ検討した結果、翌年度に多額の精算額が見込まれる等の特段の状況にはないことから、一律の乗率としている。